

お知らせ

労働保険事務組合へ委託されている
事業主のみなさまへ

令和2年度（令和2年4月1日）より 64歳以上の方について雇用保険料の 徴収が始まります！

- 64歳以上の高年齢労働者の雇用保険料免除は、令和元年度（平成31年度）をもって**廃止**になります。
- 令和2年度より、雇用保険の被保険者は**年齢にかかわらず**雇用保険料の徴収が必要になります。

内訳	生年月日	昭和30. 4. 1以前	昭和30. 4. 2以降
	平成31年度確定保険料 （令和元年度）	免除	免除されない
令和2年度概算保険料		免除されない	免除されない



（雇用保険の加入要件）

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用対象となります。

 厚生労働省 大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課

お知らせ（委託されている労働保険事務組合の方から委託事業主の方へ）

お問い合わせ担当（委託されている労働保険事務組合）